auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース/香港ドルコース)

追加型投信/海外/株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025年8月15日

本文書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の 請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)」、「auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月30日に関東財務局長に提出しており、2025年8月15日にその届出の効力が生じております。

発行者名: au アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 森田 康裕

本店の所在の場所 : 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

有価証券届出書の写しを

: 該当ありません。 縦覧に供する場所

なし アセットマネジメント

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)

- (注1) 以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
- (注2) 上記を、それぞれ「円コース」、「香港ドルコース」または「各ファンド」という場合が あります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。 委託会社であるauアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、 受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

① 当初申込期間

各ファンド500億円を上限とします。

② 継続申込期間

各ファンド10兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

① 当初申込期間

各ファンド1口当たり1円とします。

② 継続申込期間

各ファンド1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託 会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先(委託会社: auアセットマネジメント株式会社)

ホームページアドレス https://www.kddi-am.com/

電話 03-5657-7185 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)となっています。 具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

申込単位については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お問合わせ先(委託会社: auアセットマネジメント株式会社) 電話 03-5657-7185(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

(7) 【申込期間】

- ① 当初申込期間 各ファンド2025年8月15日から2025年8月21日まで
- ② 継続申込期間 各ファンド2025年8月22日から2026年11月20日まで (なお、継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。販売会社については委託会社にお問合わせ下さい。 また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

お問合わせ先(委託会社: auアセットマネジメント株式会社)
 ホームページアドレス https://www.kddi-am.com/
 電話 03-5657-7185(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

(9) 【払込期日】

① 当初申込期間

委託会社は、当初設定日(2025年8月22日)に、当初申込期間にかかる発行価額の総額を、販売会社より委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

② 継続申込期間

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。) までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込みを受付けた販売会社において支払うものとします。 申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
- ② 次のイ.ロ.ハ.に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行いません。

- イ. 香港証券取引所の休業日
- ロ.「委託者の休業日かつ香港証券取引所が休業日でない日」の前営業日
- ハ. 上記イ. ロ. の他、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日 ※申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- ③ 委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当初申込期間の受付分として取扱います。
- ④ 委託会社は、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に 該当する場合には、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込 みを取り消すことができます。
 - 1. 委託会社が、当該先物取引に係る金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないこともしくは停止されたことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
 - 2. 委託会社が、当該先物取引に係る金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- ⑤ 前記④の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生したときは、委託会社および指定販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取り消すことができるものとします。
- ⑥ 各ファンドには、収益分配金を、税金を差引いた後に無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑦ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款に したがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関 係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別 の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。
- ⑧ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑨ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)>

当ファンドは、auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、為替変動リスクを低減するために為替予約取引等により為替ヘッジを行います。これにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)>

当ファンドは、auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、為替予約取引等により純資産総額程度の香港ドルを保有します。これにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンと、純資産総額程度の香港ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)>

				単位	立型:	投 信	追加	1型 扫	殳 信	追加型投信
				投	資	対	象	地	域	海外
商	品	分	類	投資	対象	資産	(収益の	源泉)	株式
				補		足	分		類	特殊型
				11111		~	<i></i>		75	(ブル・ベア型)
				投	資	対	象	資	産	その他資産
				1X	貝	χ.]	水	貝	生	(投資信託証券 (株価指数先物))
				決		算	頻		度	年1回
属	性	区	分	投	資	対	象	地	域	アジア
				投		資	形		態	ファミリーファンド
				為	替	1	^	ツ	ジ	為替ヘッジあり
				特			殊		型	ブル・ベア型

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)>

				単位	1.型 1	设 信	追加	1型 担	殳 信	追加型投信
				投	資	対	象	地	域	海外
商	品	分	類	投資	対象資	資産 ((収益の	源泉)	株式
				補		足	分		類	特殊型
				1113		<i></i>),		75	(その他)
				投	資	対	象	資	産	その他資産
				172	貝	X·J	多	貝	生	(投資信託証券 (株価指数先物))
				決		算	頻		度	年1回
属	性	区	分	投	資	対	象	地	域	アジア
				投		資	形		態	ファミリーファンド
				為	替	,	~	ツ	ジ	為替ヘッジなし
				特		3	殊		型	その他

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産 とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入 資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする 旨の記載があるもの
- ・「特殊型」…目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊 な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…目論見書等において、主として株式、債券および不動産投信(リート)以外 に投資する旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を 源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズに のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものま たは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
- ・「その他」…目論見書又は投資信託約款において、ブル・ベア型、条件付運用型、ロング・ショート型/絶対収益追求型の属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の 記載があるもの

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)>

商品分類表

同四刀段仪		加坡山在坡立	
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
		株式	インデックス型
単 位 型 投 信	国 内	債 券	
	海外	不動産投信	特殊型 (ブル・ベア型)
追 加 型 投 信	内 外	その他資産 ()	(J) (J) <u>(J)</u>
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)>

商品分類表

同			
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
		株式	インデックス型
単 位 型 投 信	国 内	債 券	
	海外	不動産投信	特殊型 (そ の 他)
追 加 型 投 信	内外	その他資産 ()	(CO)E)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)>

属性区分表

禹性区分表 	法体质点	机次共分址上	+几ン欠 πノ 台に	4 ±± 4 >*	#+ T# #I
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)			ブル・ベア型
大型株 中小型株	年2回	日本			
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり	条件付運用型
一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	欧州			
その他債券	年12回	アジア			ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
クレジット属性 ()	(毎月) 日々	オセアニア	ファンド・	なし	
不動産投信		中南米	オブ・ ファンズ	0.0	7 0 10
	その他				その他 ()
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ			,
(株価指数先物))		中近東 (中東)			
資産複合 <i>(</i>)		エマージング			
》 資産配分固定型 資産配分変更型					

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)>

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)			ブル・ベア型
大型株 中小型株	年2回	日本			
1720	年4回				
債券		北米	ファミリー ファンド	あり	条件付運用型
一般公債	年 6 回 (隔月)	欧州			
社債	(四分力)	EX 711			
その他債券	年12回	アジア			ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
クレジット属性	(毎月)	<u> </u>			
()	日々	オセアニア	ファンド・	なし	
不動産投信		中南米	オブ・ ファンズ		7 7 1
	その他				その他 ()
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ			
(株価指数先物))		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している為替ヘッジは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ファンドは、株価指数先物を積極的に活用して運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(株価指数先物)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「株式」とは分類・区分が異なります。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

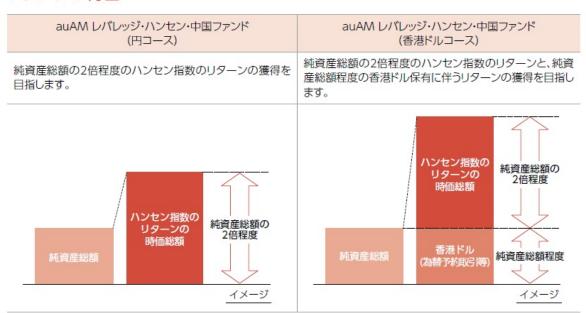
<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえで、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの目的

auAM レバレッジ・ハンセン・ 中国ファンド (円コース)	auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド(以下、「マザーファンド]といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、 為替変動リスクを低減するために為替予約取引等により為替ヘッジを行います。これにより、純資産 総額の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。
auAM レバレッジ・ハンセン・ 中国ファンド (香港ドルコース)	auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、 為替予約取引等により純資産総額程度の香港ドルを保有します。これにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンと、純資産総額程度の香港ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。

ファンドの特色



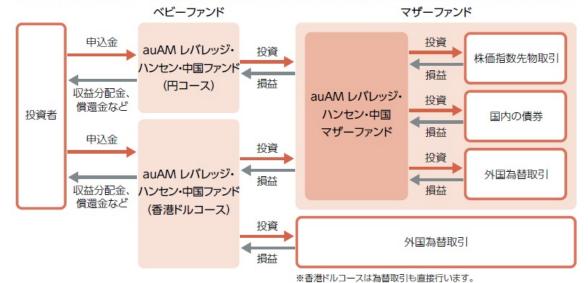
- ※マザーファンドの概要は、「マザーファンドの概要」をご覧ください。
- ※上記はあくまでもイメージであり、実際の株価指数先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。
- (注)追加股定、解約がある場合、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、股定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中にハンセン指数のリターンを買建てもしくは転売するものとします。この結果、ハンセン指数のリターンの買建玉の時価総額は、上記のようにならないことがあります。
- *利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。主として、ハンセン指数先物を対象とした先物取引を利用する予定です。 売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の先物取引を利用することがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行われないことがあります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



分配方針

毎年8月21日(休業日の場合翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 (注)第1計算期間は、2026年8月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

主な投資制限

- ●マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ハンセン指数は、ハンセン・データ・サービシズ・リミテッド(Hang Seng Data Services Limited:以下"HSDS")からのライセンスに基づき、ハンセン・インデックシズ・カンパニー・リミテッド(Hang Seng Indexes Company Limited:以下"HSIL")が公表・算出しています。ハンセン指数の名称および標章は、HSDSの所有物です。

HSILおよびHSDSは、auアセットマネジメント株式会社が、auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース) / auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース) (以下"当ファンド") に関連して、ハンセン指数を使用および参照することを許諾しています。ただし、HSILおよびHSDSは、ハンセン指数やその算出方法、および関連情報の正確性または完全性、ハンセン指数またはその構成銘柄またはデータ等の特定目的への適合性および適切性、いかなる目的のためであれ、ハンセン指数またはその構成銘柄またはデータの使用により得られる結果について、いかなる保証も表明も行いません。またこれらに関して、いかなる黙示的な保証も認められません。

ハンセン指数の算出方法、その関連する算出式、構成銘柄、ファクター等は、HSILが事前の通知なく変更または修正する場合があります。適用法令の許容する限りにおいて、HSILおよびHSDSは、auアセットマネジメント株式会社が当ファンドに関連して、ハンセン指数を使用または参照すること、HSILによるハンセン指数の算出に関する不正確性、記載漏れ、不完全性、ハンセン指数の算出に使用される第三者提供情報の不正確性、記載漏れ、不完全性、これらに起因して当ファンドの販売会社、投資家、その他関係者が直接的または間接的に被る経済的その他の損失について、一切の責任を負いません。また、当ファンドの販売会社、投資家、その他関係者は、これらに関連してHSILおよびHSDSに対して、いかなる請求、訴訟または法的手続きも提起することはできません。したがって、当ファンドの販売会社、投資家、その他関係者は、本ディスクレーマーを十分理解した上で当ファンドを取り扱い、HSILおよびHSDSに一切依拠してはなりません。なお本ディスクレーマーは、いかなる販売会社、投資家、その他関係者との契約または準契約関係を生じさせるものではなく、そのように解釈されることもありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2025年8月22日

信託契約締結、当初設定、運用開始(予定)

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者				
	収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)				
		受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との			
		契約(※1)に基づき、主に次の業務を行います。			
お取扱窓口	販売会社	①受益権の募集の取扱い			
わ取扱窓口	蚁元云 红	②一部解約請求に関する事務			
		③収益分配金、償還金、一部解約金の支払い			
		に関する事務			
↑ ↓ ※ 1	収益分配金、	償還金など↑↓お申込金(※3)			
		当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契			
		約」といいます。)(※2)の委託者であり、主に次の			
	auアセット	業務を行います。			
委託会社	マネジメント	①受益権の募集・発行			
	株式会社	②信託財産の運用指図			
		③信託財産の計算			
		④運用報告書の作成			
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金(※3)				
		信託契約(※2)の受託者であり、主に次の業務を行い			
	三菱UFJ信託銀行	ます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラス			
	株式会社	ト信託銀行株式会社に委託することができます。また、			
受託会社	再信託受託会社:	外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な			
文礼云化	日本マスタートラ	能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合			
	スト信託銀行株式	があります。			
	会社	①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分			
	②信託財産の計算				
		損益↑↓投資			
投資対象	株価指数	先物取引、国内の債券、外国為替取引 など			
欠 頁刈豕	(ファ	ミリーファンド方式で運用を行います。)			

- (注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
- ※1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払 いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託 約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社お よび受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- ※3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込みます。
- ※4:「auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)」はマザーファンドにて外国為替取引を利用します。

「auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)」は、マザーファンドおよび 当該ファンドにて外国為替取引を利用します。 ◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会 社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況(2025年4月30日現在)>

・資本金の額 10億円

・沿革

2018年1月	KDDIアセットマネジメント株式会社設立
2018年2月	第三者割当増資実施(株式会社大和証券グループ本社が引受)
2018年5月	確定拠出年金運営管理業登録(確定拠出年金運営管理機関 登録番号792)
2018年6月	金融商品取引業者(投資運用業)登録 (関東財務局長(金商)第3062号)
2019年7月	auアセットマネジメント株式会社へ商号を変更
2022年5月	金融商品取引業者(投資助言・代理業)登録
2022年10月	金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)登録

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
auフィナンシャルホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	53, 280株	66.6%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1 号	26,720株	33.4%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

<auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)>

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

<auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)>

マザーファンドの受益証券、外国為替取引を主要投資対象とします。

② 投資態度

<auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース>

- イ. 主としてマザーファンドを通じて国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引の買い建 玉の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整することで、純 資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターン獲得を目指します。
- ロ. 主としてマザーファンドを通じて為替予約取引等により為替ヘッジを行います。
- ハ. 積極的に株価指数先物取引等を活用しますので、デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
- 二. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

<auAMレバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)>

- イ. 主としてマザーファンドを通じて国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引の買い建 玉の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整することで、純 資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターン獲得を目指します。
- ロ. 主として為替予約取引等により香港ドルを保有することで、純資産総額相当の香港ドル保有に 伴うリターンの獲得を目指します。
- ハ. 積極的に株価指数先物取引等を活用しますので、デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
- 二. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

各ファンド共通

(2) 【投資対象】

- ① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)。
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑥、⑦、⑧に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、auアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UF

J信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) 及び新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書ならびに前記12.および前記17号の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券ならびに前記14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

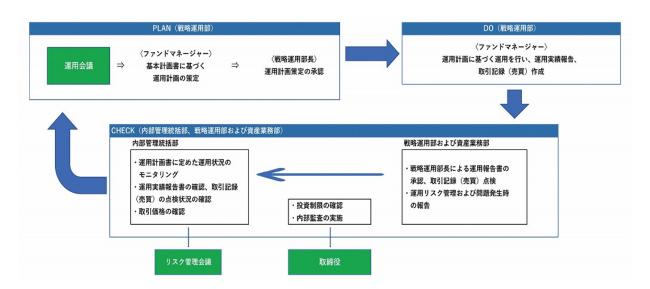
- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

- ●運用の意思決定は「運用会議」にて運用の基本方針について審査・検討を行い、承認を受けます。 運用会議は各部門長の出席のもと、戦略運用部がファンドの運用実績の報告と運用対象とする有価 証券の評価およびポートフォリオ等の説明を行い、運用資産に係るリスク・リターンの状況につい て確認した上で、運用の基本方針を審議します。なお、運用会議は原則として毎月1回開催します。
- ●運用会議にて承認された基本方針に基づき、戦略運用部のファンドマネージャーは運用計画を策定 します。
- ●内部管理体制に関しては、内部管理統括部による運用モニタリングのほか、内部管理統括部を事務局とする「リスク管理会議」でファンド運用のリスク(流動性リスクを含む)の状況の報告を受けることに加え、苦情の状況、コンプライアンスに係る事項の検証等を行い、運用の意思決定に対するけん制を図るとともに業務の適切性を確保します。「リスク管理会議」は原則として毎月1回開催します。



<受託会社に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、業務のチェックを 行っています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書等の定期的な提出をも とめ、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制 にあることを確認します。

※ 上記の運用体制は2025年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、以下の分配方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

① 投資信託証券(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」をいいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 株式(信託約款) 株式への実質投資割合には制限は設けません。
- ③ 投資する株式等の範囲(信託約款)
 - イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ. 前記イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ④ 信用取引(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ. 前記イ. の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンド の信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ハ.信託財産の一部解約等の事由により、前記ロ.の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付 けの一部を決済するための指図をするものとします。
 - 二. 前記口. においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産 に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファ ンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た 額をいいます。
 - ホ. 委託会社は、前記イ. の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑤ 先物取引等(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション 取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商 品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選 択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ スワップ取引(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または 異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」とい います。)を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価 するものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (7) 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額により行うものとします。
 - 二. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑧ デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑨ 有価証券の貸付(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 前記イ. 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。
- ⑩ 外貨建資産(信託約款)
 - 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ① 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (12) 外国為替予約取引(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ. 前記イ. の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託 財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為 替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなし た額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信 託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取 引の指図については、この限りではありません。
 - ハ. 前記ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - ニ. 前記イ. および前記ロ. においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、前記ロ. においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約または売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約または売予約の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 信用リスク集中回避(信託約款)
 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑭ 資金の借入れ(信託約款)
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)

を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日 から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ る場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計 額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンド(auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド)の概要

(1) 投資方針

- ① 主要投資対象
 - 株価指数先物取引、国内の債券、外国為替取引を主要投資対象とします。
- ② 投資態度
 - イ. 主として、国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引を買い建てます。
 - ロ. 株価指数先物取引の買い建玉の時価総額が、原則として純資産総額の2倍程度となるように調整するとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替へッジを行います。 これにより、純資産の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。
 - ハ. デリバティブ取引の活用はヘッジ目的に限定しません。
 - 二. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤、⑥に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書

- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) 及び新株子約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書ならびに前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券ならびに前記14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記2.から前記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前期14.の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託を除く。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 株式

株式への投資割合には制限は設けません。

③ 外貨建資産

外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

- ④ 先物取引等
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券 先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等 先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オ プション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国 の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
 - ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ スワップ取引
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- 二. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

マザーファンドの概要

ファンド名	auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド
主要投資対象	株価指数先物取引、国内の債券、外国為替取引
投資態度	①主として国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引を買い建てます。 ②株価指数先物取引の買い建玉の時価総額が、原則として純資産総額の2倍程度となるように調整するとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替へッジを行います。これにより、純資産の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。 ③デリバティブ取引の活用はヘッジ目的に限定しません。

[※]マザーファンドの主な投資制限等の詳細については、請求目論見書または約款に記載しております。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するとともに、株価指数先物取引等を利用しますので、 基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込む ことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投 資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

※基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

① 株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場の下落によって、株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

なお、対象指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。

- ② 外国証券への投資に伴うリスク
 - 1. 為替変動リスク

(円コース)

実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行ないます。 ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があり ます。また、為替へッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、 金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 「香港ドルコース)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または 取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った 運用が困難となることがあります。

③ 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

- ④ その他
 - 1.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価

格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- 2.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ⑤ 当ファンドの戦略に関するリスク 当ファンドは、純資産規模を上回る投資を行うことがあるため、投資対象の市場における値動き に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 委託会社は、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に 該当する場合には、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込 みを取り消すことができます。
 - 1.委託会社が、当該先物取引に係る金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないこともしくは停止されたことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
 - 2. 委託会社が、当該先物取引に係る金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- ② 委託会社は、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に 該当する場合には、1.による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた 一部解約請求を取り消すことができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会終 了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる 等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部 もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ③ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象 国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クー デター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資 金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止する ことができるほか、すでに受け付けたお買付、ご換金の申込みを取り消すことができるものとしま す。
- ④ ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。
- ② 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ③ 当ファンドは、マザーファンドを通じてレバレッジ運用を行なうにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- ④ 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の 金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。需給要因等に よって、さらにコストが拡大することもあります。
- ⑤ この商品は、レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。 同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける投資家 を主に念頭において組成しています。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が 大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。最も 適している想定顧客層は、積極性重視を投資目的とした、資産形成層(40代以下)およびシニア層 (50代、60代、70代)で、余裕資金がある方を想定しています。

(4) リスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの適切な把握と継続的なモニタリングを通じた適切な管理態勢を構築することで流動性リスクの抑制を図るとともに、流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

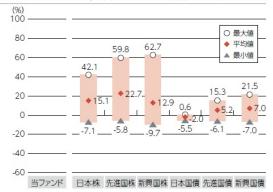
(参考情報)

リスクの定量的比較

<auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(円コース)> ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

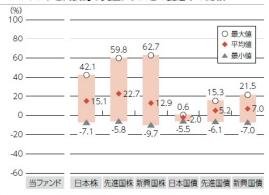


- (注1)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2)代表的な資産クラスの騰落率は、2020年5月~2025年4月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。 (注3)ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

<auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド(香港ドルコース)> ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。 (注2)代表的な資産クラスの騰落率は、2020年5月~2025年4月までの5年間の各月末 における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。 (注3)ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日 本 株	TOPIX(配当込み)	株式会社JPX総研
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

[※]上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負い ません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2% (税抜2.0%) となっています。 具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。
 - ・お問合わせ先 (委託会社: auアセットマネジメント株式会社) 電話 03-5657-7185 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)
- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。

(2) 【換金(解約)手数料】

- 換金手数料
 ありません。
- ② 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.4334%(税抜0.394%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.212%	年率0.162%	年率0.02%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告

書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて 益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、 受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる 消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外 国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
 - (※) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収※されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- (※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※)上記は、2025年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2025年8月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、2025年8月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2025年8月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、2025年8月22日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、税引後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益分配金を再投資せず、その都度受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にした がい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

ただし、分配金を再投資する場合を除き販売会社は、次のイ.ロ.に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行いません。

イ. 香港証券取引所の休業日

ロ.「委託者の休業日かつ香港証券取引所が休業日でない日」の前営業日

取得価額(1万口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中については 1万口当たり1万円)です。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は 各計算期間終了日の基準価額とします。

取得時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が 課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりま せん。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当初申込期間の受付分として取扱います。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

販売会社は、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に該当する場合には、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

- 1. 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- 2. 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引

数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、取得申込受付日の翌々営業 日の追加設定を制限する措置をとったとき

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お問合わせ先(委託会社: auアセットマネジメント株式会社)
 ホームページアドレス https://www.kddi-am.com/
 電話 03-5657-7185(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

2【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。ただし、販売会社は、次のイ.ロ.に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

- イ. 香港証券取引所の休業日
- ロ.「委託者の休業日かつ香港証券取引所が休業日でない日」の前営業日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。 また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

お問合わせ先(委託会社: auアセットマネジメント株式会社)
 ホームページアドレス https://www.kddi-am.com/
 電話 03-5657-7185 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

委託会社は、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に該当する場合には、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取り消すことができます。

- 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
- 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会終 了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる 等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全 部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災 害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少なら びに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、一部解約請求の受付を中止することができ るほか、すでに受け付けた一部解約請求を取り消すことができるものとします。

一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する 預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後 は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額を いいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって 時価(※)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

- (※) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要
 - マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。
- (※) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要
 - ・株価指数先物取引:原則として、取引所が発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段または 最終相場で評価します。
 - ・国内および外国の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1.価格情報会社の提供する価額(Bloomberg BVAL Mid Price)
 - 2.価格情報会社の提供する価額 (Bloomberg BGN Mid Price)
 - 3. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先(委託会社: auアセットマネジメント株式会社)
 ホームページアドレス https://www.kddi-am.com/
 電話 03-5657-7185(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、後記、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年8月22日から翌年8月21日までとします。上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。第一計算期間は、当初設定日から2026年8月21日までとします。

(5) 【その他】

- ① 信託の終了
 - 1. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - 2. 委託会社は、、ハンセン指数が改廃された場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - 3. 委託会社は、前記1. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行

います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 4. 前記 3. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 4. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5. 前記3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行います。
- 6. 前記3. から前記5. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. から前記5. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 10. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投 資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をい います。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする 旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外 の方法によって変更することができないものとします。
- 2. 委託会社は、前記1. の事項(前記1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3. 前記 2. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するも

のとみなします。

- 4. 前記 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる 多数をもって行います。
- 5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6. 前記 2. から前記 5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7. 前記 1. から前記 6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記 1. から前記 7. までの規定にしたがいます。
- ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2 換金(解約)手続等」の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記①に規定する信託契約の解約または前記②に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用状況に係る情報の提供

委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した運用状況に係る情報の提供(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項)を各ファンドの計算期間の末日および償還時に作成し、電磁的方法により提供します。また、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

- ⑤ 公告
 - 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

アドレス https://www.kddi-am.com/

- 2. 前記 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。

また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則 として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権 は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

③ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載されます。

当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、半期報告書に記載されます。

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿 受益者名簿は作成しません。
- (3) 受益者集会 受益者集会は開催しません。
- (4) 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (5) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(6) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(7) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(8) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(9) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、

各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(10) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(11) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年4月30日現在

資本金の額 10億円発行可能株式総数 800,000株発行済株式総数 80,000株

過去5年間における資本金の額の増減 該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 新ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を新ファンド設定会議において審議します。

ロ. 戦略運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用担当責任者は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ. 運用会議

資産業務部長が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ. リスク管理会議

内部管理統括部長が議長となり、ファンドの運用リスク(流動性リスク含む、以下同じ。)の状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行い、必要事項を審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を行っています。また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2025年4月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	23	96, 584
合計	23	96, 584

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社である a uアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第8期事業年度(2024年4月1日 から2025年3月31日まで)の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

auアセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、au アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績 を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施 していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどう

か結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引 や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位 : 千円)

			(
		前事業年度	当事業年度
		(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		498, 441	81, 639
貯蔵品		_	1, 120
前払費用		16, 375	18, 968
未収入金	* 2	369, 214	352, 174
未収委託者報酬		93, 419	90, 209
立替金		122	_
未収還付法人税等		7	2, 313
流動資産合計		977, 581	546, 427
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	* 1	0	0
工具器具備品	* 1	425	617
有形固定資産合計		425	617
無形固定資産			
ソフトウエア		23, 712	30, 184
ソフトウエア仮勘定		33, 697	_
無形固定資産合計		57, 410	30, 184
投資その他の資産			
投資有価証券		1, 364, 619	1, 186, 322
敷金		37, 622	37, 622
長期差入保証金		54, 300	54, 300
投資その他の資産合計		1, 456, 541	1, 278, 244
固定資産合計		1, 514, 377	1, 309, 046
資産合計		2, 491, 958	1, 855, 473

		(単位:十円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	357, 193	325, 838
未払費用	9, 692	9, 965
未払法人税等	7,668	8, 196
預り金	2, 198	3, 445
賞与引当金	13, 209	12, 639
短期借入金	1, 400, 000	860,000
未払消費税等	3, 856	33, 266
前受収益	84, 746	_
流動負債合計	1, 878, 566	1, 253, 352
固定負債		
繰延税金負債	3, 233	_
資産除去債務	11, 309	11, 351
固定負債合計	14, 543	11, 351
負債合計	1, 893, 109	1, 264, 704
純資産の部		
株主資本		
資本金	1, 000, 000	1, 000, 000
資本剰余金		
資本準備金	1, 000, 000	1,000,000
資本剰余金合計	1, 000, 000	1, 000, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	$\triangle 1, 405, 644$	\triangle 1, 396, 017
利益剰余金合計	$\triangle 1, 405, 644$	\triangle 1, 396, 017
株主資本計	594, 355	603, 982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4, 493	△ 13, 213
評価・換算差額等合計	4, 493	△ 13, 213
純資産合計	598, 848	590, 769
負債・純資産合計	2, 491, 958	1, 855, 473

(2) 損益計算書

					(单位:1円)
			前事業年度		当事業年度
		自至	2023年4月1日 2024年3月31日	自至	2024年4月1日 2025年3月31日
			2021 - 0)] 01 H		2020 - 0)] 01 H
委託者報酬			320, 532		433, 299
金融商品仲介手数料			149		143
確定拠出年金事業収入			81, 659		112, 188
保険契約等代行業務収入	* 2		584, 867		536, 020
システム貸付収入			12, 040		_
その他営業収入			41, 878		129, 945
営業収益記	+	-	1, 041, 128		1, 211, 597
営業費用			, ,		
支払手数料			191, 552		242, 358
広告宣伝費			4, 244		6, 177
調査費			46, 267		74, 036
委託調査費			2,675		2, 675
委託計算費			47, 826		55, 397
営業雑経費			386, 406		440, 707
通信費			2,760		3, 797
印刷費			8, 836		11,867
協会費			1,849		1,740
業務委託費			232, 923		280, 744
情報機器関連費			72, 605		77, 040
その他営業雑経費			67, 431		65, 517
営業費用記	+		678, 973		821, 352
一般管理費					
給料			236, 036		265, 278
役員報酬			37, 926		39, 278
給料・手当			170, 369		188, 516
賞与			3, 905		11, 764
賞与引当金繰入額			23, 835		25, 719
法定福利費			25, 900		33, 146
退職給付費用			1, 296		3, 168
会議費			48		2

交際費		164	167
旅費交通費		4, 741	5, 319
租税公課		13, 176	13, 897
不動産賃借料		37, 623	37, 623
福利厚生費		331	350
保険料		60	64
固定資産減価償却費	*1	3, 120	7, 379
資産除去債務利息		41	41
諸経費		19, 579	18, 165
一般管理費計	-	342, 120	384, 606
営業利益又は営業損失(△)		20, 033	5, 638
営業外収益			
受取利息	* 2	524	0
受取配当金		35	0
投資有価証券売却益		_	14, 932
為替差益		_	508
雑収入		32	68
営業外収益計	<u></u>	591	15, 510
営業外費用			
支払利息		1,857	3, 821
投資有価証券売却損		8, 456	6, 749
為替差損		319	_
雑損失		49	_
営業外費用計	<u></u>	10, 682	10, 571
経常利益又は経常損失(△)		9, 942	10, 577
税引前当期純利益又は税引前当 期純損失(△)		9, 942	10, 577
法人税、住民税及び事業税		331	950
当期純利益又は当期純損失 (△)		9, 611	9, 627

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

		株主資本					
			資本剰	訓余金	利益乗	制余金	
		資本金	資本	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計
			準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計	□ p1
=	当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1, 415, 256	△ 1, 415, 256	584, 743
=							
	当期純利益	_		_	9, 611	9, 611	9, 611
	株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	_			I	1	_
=					9, 611	9, 611	9, 611
=	á 期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1, 405, 644	△ 1, 405, 644	594, 355

	評価・担	換算差額等		
	その他	評価・換算	純資産	
	有価証券	差額等合計	合計	
	評価差額金	产城守口印		
当期首残高	△ 1,116	△ 1,116	583, 626	
当期変動額				
当期純利益			9, 611	
株主資本以外の				
項目の当期変動額	5,610	5, 610	5, 610	
(純額)				
当期変動額合計	5, 610	5, 610	15, 222	
当期末残高	4, 493	4, 493	598, 848	

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本					
			資本剰	制余金	利益剰	制余金	
		資本金	資本	資本 剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計
			準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計	□ #I
큐	á 期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1, 405, 644	△ 1, 405, 644	594, 355
튀							
	当期純利益	_	_	_	9, 627	9, 627	9, 627
	株主資本以外の						
	項目の当期変動額 (純額)	_	_	_	_	_	_
큐	当期変動額合計	_	_	_	9, 627	9, 627	9, 627
큐	á 期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1, 396, 017	△ 1,396,017	603, 982

	評価・	換算差額等	
	その他有価証券	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
火 把 关 驻 古	評価差額金	4 400	F00, 040
当期首残高	4, 493	4, 493	598, 848
当期変動額			
当期純利益	_	_	9, 627
株主資本以外の			
項目の当期変動額	△ 17,707	△ 17,707	△ 17,707
(純額)			
当期変動額合計	△ 17,707	△ 17,707	△ 8,079
当期末残高	△ 13, 213	△ 13, 213	590, 769

(注記事項)

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10~17年

工具器具備品 4~10年

(2)無形固定資産 定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能

期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基

づく支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行 義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務(契約締結・履行及び維持・管理)及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約

を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡 り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会)「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全て

のリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する 単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

*1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
建物附属設備	26, 186	26, 186
工具器具備品	16, 018	16, 205

*2 関係会社項目

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
未収入金	361, 877	344, 138

(損益計算書関係)

*1 減価償却実施額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
有形固定資産	18	186
無形固定資産	3, 102	7, 192

*2 関係会社項目

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
保険契約等代行業務収入等(注)	2, 075, 262	1, 957, 128
受取利息	524	_

⁽注)総額表記の為、純額表記の損益計算書金額とは一致しておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	1	_	80,000

- 2. 新株予約権等に関する事項該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	_	_	80,000

2. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(2024年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に 委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮 に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒さ れることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。 これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用 リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化 等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク(為替の変動に係るリスク)の管理 当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引 を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

			貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	(注) 1		1, 364, 619	1, 364, 619	_
		資産計	1, 364, 619	1, 364, 619	_

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1	レベル 2	レベル3		
投資有価証券	_	1, 364, 619	_		
資産計	_	1, 364, 619	_		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないこと から、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	93, 419	_
未収入金	369, 214	_

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1 年超
短期借入金	1, 400, 000	_

当事業年度(2025年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に 委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮 に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒さ れることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。 これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用 リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク (為替の変動に係るリスク) の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としてお

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	(注) 1	1, 186, 322	1, 186, 322	
	資産計	1, 186, 322	1, 186, 322	_

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1	レベル 2	レベル3		
投資有価証券		1, 186, 322	_		
資産計	_	1, 186, 322	_		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないこと から、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	90, 209	_
未収入金	352, 174	_

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	860,000	_

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

1.子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。

2. その他有価証券

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	50, 127	60, 687	10, 559
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	1, 306, 764	1, 303, 931	△ 2,832
合計	投資信託 受益証券	1, 356, 892	1, 364, 619	7, 727

3. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	995, 779	_	8, 456

4. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

当事業年度 (2025年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。

2. その他有価証券			ı	(単位:千円)
区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	1, 199, 535	1, 186, 322	△ 13, 213
승카	投資信託 受益証券	1, 199, 535	1, 186, 322	△ 13, 213

3. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	965, 579	14, 932	6, 749

4. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント	合計	
	投資・金融サービス業	百百	
(1)委託者報酬	320, 532	320, 532	
(2)金融商品仲介手数料	149	149	
(3)確定拠出年金事業収入	81, 659	81,659	
(4)保険契約等代行業務収入	584, 867	584, 867	
(5)その他営業収入	41,878	41, 878	

顧客との契約から生じる収益	1, 029, 088	1, 029, 088
外部顧客への営業収益	349, 755	349, 755

- (注)システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。
- 2. 収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント	合計	
	投資・金融サービス業		
(1)委託者報酬	433, 299	433, 299	
(2)金融商品仲介手数料	143	143	
(3)確定拠出年金事業収入	112, 188	112, 188	
(4)保険契約等代行業務収入	536, 020	536, 020	
(5)その他営業収入	129, 945	129, 945	
顧客との契約から生じる収益	1, 211, 597	1, 211, 597	
外部顧客への営業収益	469, 788	469, 788	

- 2. 収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

 前事業年度	当事業年度
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
394, 799	405, 044
22, 535	12, 658
4, 044	3, 870
2,760	2, 873
2,057	2, 218
269	191
1,072	3, 475
46	48
867	4, 045
428, 452	434, 427
$\triangle 394,799$	△ 405, 044
$\triangle 33,653$	△ 29, 382
△428, 452	△ 434, 427
_	_
$\triangle 3,233$	_
△3, 233	_
$\triangle 3,233$	_
	$394,799$ $22,535$ $4,044$ $2,760$ $2,057$ 269 $1,072$ 46 867 $428,452$ $\triangle 394,799$ $\triangle 33,653$ $\triangle 428,452$ $ \triangle 3,233$ $\triangle 3,233$

(注) 1 評価性引当額の主な変動理由税務上の欠損金の増加 405,044 千円

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※1	_	_	_	_	_	394, 799	394, 799
評価性引当額	_	_	_	_	_	△394, 799	△394, 799
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	_

^{※1} 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※1		6, 751	_	139, 706	158, 901	99, 685	405, 044
評価性引当額		△6, 751	_	△139, 706	△158, 901	△99, 685	△405, 044
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	_

^{※1} 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当額等	$\triangle 23.9\%$
住民税均等割額	9.5%
その他	△13.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.3%

当事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額等	56.4%
住民税均等割額	8.9%
その他	△87. 4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(確定拠出制度に基づく退職給付)

1.確定拠出制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
退職給付費用	1, 296	3, 168

3. その他の事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	320, 532
確定拠出年金事業	29, 223
승計	349, 755

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI 株式会社	保険契約代行業務収入等	2, 075, 123	投資・金融サービス業

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	433, 299
確定拠出年金事業	36, 489
合計	469, 788

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI 株式会社	保険契約代行業務収入等	1, 951, 923	投資・金融サービス業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等 の名称	本店 所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				電気	被所有	サービス提供・資	保険契約 代行業務等 (注) 1	2, 075, 123	未収入金	361, 862
親会社	KDDI 東京都 株式会社 千代田区	東京都千代田区	141,852		通信間接	金貸付・ 出向契約	資金の貸付 (注) 1 (注) 2	△315, 170	短期貸付金	_
						7	営業費用 (注) 1	118, 025	前受収益	27, 055
親会社	au フィ ナンシャ ルホール ディング	東京都中央区	25, 000	経営管理	被所有直接	出向契約・役務	営業費用 (注) 1	52, 454	_	-
	ス株式会社			業等	66. 6%	提供等	関係会社 株式の売却	200, 000		

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	本店所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業 の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (注)3
その他	大和証券 株式会社	東京都	100,000	金融商品	_		事務手数料収入他	27, 029	_	_

		千代田		取引業等		出向契 約・事務 代行等	営業費用	66, 839	-	_
	株式会社大和総研	東京都江東区	3, 898	シ テ コ サ 等	-	出向契 約・シス テム開発 等	営業費用 (注) 1	32, 536	-	_
	au 損害 保険 株式会社	東京都港区	3, 150	損害保険業	_	保険契約等	保証金の 差入(注) 1	54, 300	差入保証金	54, 300
							保険料支払 (注) 1	1, 446, 729	未払金	232, 529
兄弟会社	au ペイ メント 株式会社	東京都港区	495 決	資金決済		資金借入 等	資金の借入 (注) 1	1, 000, 000		
社							資金の返済 (注) 1	1,857	短期借入金	1, 400, 000
				業			利息の支払 (注) 1			
							ソフトウェア開発	59, 028	前受収益	57, 690

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 2 グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、グループ・ファイナン ス取引であります。なお、資金の貸借を随時行っているため、事業年度中の取引金額を 純額で記載しております。
- 3 取引金額には消費税等を含めておりません。 期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・KDDI 株式会社(東京証券取引所 プライム市場)
- ・au フィナンシャルホールディングス 株式会社 (非上場)

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等 の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権 等 の所有 (被所 有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額(注)2	科目	期末残高 (注)2
親会社	KDDI 株式会社	東京都千代田区	141, 852	電気通信事業	被所有 間接 66.6%	サ ス 提供・ 出 約 等	保険契約 代行業務等 (注)1 営業費用 (注)1	1, 951, 923 107, 485	未収入金	335, 949 —
親会社	au フィ ナンシャ ルホール ディング ス株式会 社	東京都中央区	35, 000	経営管理業等	被所有 直接 66.6%	出向契 約·役 務提供 等	営業費用 (注)1	88, 907	_	-

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等 の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権 等 の所有 (被所 有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額(注)2	科目	期末残高
その他の問	大和証券株式会社	東京都千代田区	100, 000	金融商品取等	ı	出向契 約・役務 提供等	事務手数料収入他 営業費用 (注) 1	45, 245 69, 740	-	-
その他の関係会社の子会社	株式会社大和総研	東京都江東区	3, 898	シテコサ等	-	出向契 約・シス テム開発 等	営業費用 (注) 1	36, 309	-	_
	au 損害 保険 株式会社	東京都港区	3, 150	損害保険業	_	保険契約等	保険料支払 (注) 1	1, 352, 134	差入保証金	54, 300 215, 324
兄弟会社	au ペイ メント 株式会社	東京都港区	495	資金 決済 業	-	資金借入	資金の借入 (注) 1 資金の返済 (注) 1 利息の支払 (注) 1	840, 000 1, 380, 000 3, 821	短期借入金	860, 000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。 期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・KDDI 株式会社(東京証券取引所 プライム市場)
- ・au フィナンシャルホールディングス 株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度		
項目	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
1株当たり純資産額	7, 485 円 61 銭	7, 384 円 62 銭		
1株当たり当期純利益又は当期純	120 円 15 銭	190 ⊞ 25 ↔		
損失 (△)	120 円 15 銭	120 円 35 銭		

⁽注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	10000000000000000000000000000000000000	5(1 12 C No 2 C 02 2 OC 2 0
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	0 611	0.697
(千円)	9, 611	9, 627
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益又は当期純損	0 611	0.697
失(△) (千円)	9, 611	9, 627
普通株式の期中平均株式数 (株)	80,000	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密 接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤にお いて同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該 金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者を いいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
- ① 2018年9月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。
- ② 2019年6月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。
- ③ 2019年7月1日付で、KDDIアセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会 社へ商号を変更するため、定款を変更しました。
- ④ 2019年9月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、2億円の出資を行いました。
- ⑤ 2020年3月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。
- ⑥ 2020年6月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。
- ⑦ 2023年4月1日付で、auフィナンシャルグループ内での資本関係整理のため、auフィナンシャルパートナーズ株式会社の全株式4,000株をauフィナンシャルホールディングス株式会社へ譲渡しました。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (円コース) 約 款

auアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替へッジを行います。これにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。

2. 運用方法

(1)投資対象 マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ①主としてマザーファンドを通じて国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引の買い建玉の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整することで、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターン獲得を目指します。
- ②主としてマザーファンドを通じて為替予約取引等により為替ヘッジを行います。
- ③積極的に株価指数先物取引等を活用しますので、デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想 されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運 用が行われないことがあります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券 (マザーファンドの受益証券及びETF (上場投資信託証券) を除く。)への 実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外国為替予約取引は純資産の範囲内に限定します。
- ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益 のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。 ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみな した額を除きます。)等の全額とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わ

ないことがあります。

③留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (円コース)

約 款

(信託の種類、委託者、受託者および信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、auアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を 受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第17条第2項および第28条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって 生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等 に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」と

いいます。) に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権 の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
 - ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により 生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受 益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者および指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第 一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定す る登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者および指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)および指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、 委託者および指定販売会社は、別に定めるファンド休業日を取得申込受付日とする受益権 の取得申込みの受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定 販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下 「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託 契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者および指定 販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した 価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。
 - 1. 委託者が、当該先物取引に係る金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないこともしくは停止されたことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
 - 2. 委託者が、当該先物取引に係る金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生したときは、委託者および指定販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取り消すことができるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし ます。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託 者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として、auアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1 項第6号で定めるものをいいます。)

- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同 じ。)及び新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。以下同じ。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした

額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信 託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、 受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、 第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信 託財産との間で、第15条、第16条第1項および第16条第2項に掲げる資産への投資等ならび に第20条、第22条から第25条まで、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに 類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第16条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条から第25条まで、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図 を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図及び範囲)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産 の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額 との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を することができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リス

- クを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託 財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。また、第2項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約ま たは売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る 為替の買予約または売予約の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信 託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(投資する株式等の範囲)

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商 品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に おいて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社 債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限 りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、 委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図節囲)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは 買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が 信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す る売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
 - ④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託 財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割 合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係

- る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第26条 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図、目的および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録を することとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保すること があります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株

式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含み ます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、 資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合 で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第36条 この信託の計算期間は、毎年8月22日から翌年8月21日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2026年8月21日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定め

る報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および信託財産に係る監査報酬ならびに当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
 - ③ 第1項の諸経費の内、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は毎 計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の39.4の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配 分は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金 にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。 また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。) に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該受益権の取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第45条第2項により 信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項 の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
- ⑤ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥ 一部解約金は、一部解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第42条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第41条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第43条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座 簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。 (収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者および指定販売会社が定める単位(積立投資契約に係る受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定めるファンド休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取り消すことができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取り消すことができるものとします。
 - ⑦ 前2項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に 行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回し ない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準 価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価 額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の 支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款に よるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託財産の純資産総額が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、ハンセン指数が改廃された場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益 者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に あたる多数をもって行います。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信 託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条 の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したと きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者また は受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に あたる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録に より同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.kddi-am.com/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第41条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第25条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2025年8月22日

委託者 auアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

別に定めるファンド休業日

約款第12条および第45条の「別に定めるファンド休業日」とは、次の日をいいます。

- 1. 香港証券取引所の休業日
- 2. 「委託者の休業日かつ香港証券取引所が休業日でない日」の前営業日
- 3. 上記 1. 2. の他、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

追加型証券投資信託

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (香港ドルコース) 約 款

auアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、為替予約取引等により純資産総額程度の香港ドルを保有します。これにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンと、純資産総額程度の香港ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンドの受益証券、外国為替取引

(2) 投資熊度

- ①主としてマザーファンドを通じて国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引の買い建玉の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整することで、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターン獲得を目指します。
- ②主として為替予約取引等により香港ドルを保有することで、純資産総額相当の香港ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。
- ③積極的に株価指数先物取引等を活用しますので、デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券 (マザーファンドの受益証券及びETF (上場投資信託証券) を除く。)への 実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外国為替予約取引は純資産の範囲内に限定します。
- ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に 対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、 当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に 従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益 のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。 ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみな した額を除きます。)等の全額とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準

等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (香港ドルコース)

約 款

(信託の種類、委託者、受託者および信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、auアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を 受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第17条第2項および第28条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって 生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等 に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」と

いいます。) に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権 の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
 - ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により 生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受 益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者および指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第 一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定す る登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者および指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)および指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、 委託者および指定販売会社は、別に定めるファンド休業日を取得申込受付日とする受益権 の取得申込みの受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定 販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下 「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託 契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者および指定 販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した 価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。
 - 1. 委託者が、当該先物取引に係る金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないこともしくは停止されたことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
 - 2. 委託者が、当該先物取引に係る金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、取得申込受付日の翌々営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生したときは、委託者および指定販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取り消すことができるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし ます。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託 者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として、auアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「auAMレバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1 項第6号で定めるものをいいます。)

- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。以下同じ。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした

額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信 託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、 受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、 第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信 託財産との間で、第15条、第16条第1項および第16条第2項に掲げる資産への投資等ならび に第20条、第22条から第25条まで、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに 類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第16条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条から第25条まで、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図 を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図及び範囲)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産 の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額 との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を することができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リス

- クを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託 財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。また、第2項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約ま たは売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る 為替の買予約または売予約の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信 託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(投資する株式等の範囲)

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商 品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に おいて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社 債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限 りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、 委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図節囲)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは 買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が 信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す る売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
 - ④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託 財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割 合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係

- る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第26条 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図、目的および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録を することとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保すること があります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株

式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含み ます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、 資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合 で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第36条 この信託の計算期間は、毎年8月22日から翌年8月21日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2026年8月21日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定め

る報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および信託財産に係る監査報酬ならびに当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
 - ③ 第1項の諸経費の内、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は毎 計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の39.4の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配 分は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金 にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。 また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。) に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該受益権の取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第45条第2項により 信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項 の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
- ⑤ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥ 一部解約金は、一部解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第42条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第41条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第43条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座 簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。 (収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者および指定販売会社が定める単位(積立投資契約に係る受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定めるファンド休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取り消すことができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取り消すことができるものとします。
 - ⑦ 前2項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に 行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回し ない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準 価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価 額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の 支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款に よるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託財産の純資産総額が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、ハンセン指数が改廃された場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益 者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に あたる多数をもって行います。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信 託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条 の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したと きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者また は受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に あたる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録に より同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.kddi-am.com/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第41条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第25条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2025年8月22日

委託者 auアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

別に定めるファンド休業日

約款第12条および第45条の「別に定めるファンド休業日」とは、次の日をいいます。

- 1. 香港証券取引所の休業日
- 2. 「委託者の休業日かつ香港証券取引所が休業日でない日」の前営業日
- 3. 上記 1. 2. の他、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

親投資信託

auAM レバレッジ・ハンセン・中国 マザーファンド 約 款

auアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買い建てるとともに、為替変動リスクを低減するために為替予約取引等により為替ヘッジを行います。これにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

株価指数先物取引、国内の債券、外国為替取引を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
 - ①主として、国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引を買い建てます。
 - ②株価指数先物取引の買い建玉の時価総額が、原則として純資産総額の2倍程度となるよう に調整するとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替ヘッジを 行います。これにより、純資産の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。
 - ③デリバティブ取引の活用はヘッジ目的に限定しません。
 - ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券 (ETF (上場投資信託証券)を除く。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外国為替予約取引は純資産の範囲内に限定します。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

親投資信託

auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド 約 款

(信託の種類、委託者、受託者および信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、auアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法 (平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を 受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項、第14条第2項および第25条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じる ことがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを称する書面を委託者に交付します。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第41条第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘(第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、第39条および第41条第2項において同じ。)は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするauアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託を行う前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② 信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第17条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る 受益証券を発行しません。
 - ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録を したときにおいて、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第13条 委託者は、信託金を、主として、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品 により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信 託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、 受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、 第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信 託財産との間で、第12条、第13条第1項および第13条第2項に掲げる資産への投資等ならび に第17条、第19条から第22条、第24条、第28条および第29条までに掲げる取引その他これら に類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条、第13条第1項および第13条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第19条から第22条、第24条、第28条および第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指

図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図 を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図及び範囲)

- 第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約と信託財産に係る為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(投資する株式等の範囲)

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予 約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、 委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当

該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (前号に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
 - ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利また は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」 といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として 第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で 全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を もとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第23条 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新

株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関 係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録を

することとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保すること があります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子 等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第32条 この信託の計算期間は、毎年8月22日から翌年8月21日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2026年8月21日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠

くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第37条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加 信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第38条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者 に支払います。

(信託契約の一部解約)

- 第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利である と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべて の証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信 託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監 督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信 託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したと きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者また は受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、 または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任し ます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないも のとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定め

る以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益 権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において 同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、 知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい て賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録に より同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第47条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.kddi-am.com/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

す。

2025年8月20日

委託者 auアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付則)

- 第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第2条 第22条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における男在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。